

多度町小山土地区画整理事業地区内における住宅建設等工事の注意事項

(令和 元 年 6 月)

当地区内の公共施設等については、桑名市または当組合で管理しております。住宅建設等の工事(以下、建築工事という)により、これらの公共施設等を破損させた場合は、原因者の負担により補修して頂くことになります。よって以下により、建築工事着工前後の立ち会い確認を実行するとともに、注意事項を厳守して下さい。

1. 住宅建設等の工事の届出書(別添)の提出

工事着手届は必要事項を記入の上、建築工事着手7日前までに提出して下さい。

また、建築工事完了後は、すみやかに工事完了届けを提出して下さい。

2. 建築工事着手前の現地立ち会い確認

施主又は施工者は、工事着手前に周辺公共施設等の破損箇所の有無について、桑名市及び組合担当者と現場立ち会い確認をお願い致します。

また、現場立ち会いの後、別添の「現場確認内容書」に必要事項を記載の上、立ち会い時に撮影していただく破損箇所等の写真と位置図を添付したものを1部作成し工事着手前に提出して頂きます。(仮換地位置図に施工位置を記して添付すること)

尚、この事前立ち会いを行わなかった場合は、桑名市と組合独自の調査により、破損箇所等の全てを補修して頂く事になります。

3. 建築工事完了後の現地立ち会い確認

工事完了後、工事着手前の現場立ち会い確認の資料を基に桑名市及び組合の検査を受け、破損等が認められた場合は、施主又は施工者の責任に於いて桑名市または組合の指示方法により補修して頂きます。(入居前に必ず行って下さい。入居後に行う場合は、入居者へ周知してください。)

尚、工事途中で補修する場合は、桑名市または組合の立ち会いを受けその指示により行うものとします。

4. 立ち会い確認事項

立ち会い確認事項は以下の通りです。

道路関係：舗装路面の状況、街渠(側溝・柵・縁石等)の破損状況

排水関係：人孔・柵・取付管・本管の破損状況及び土砂等の流入状況

その他：擁壁の破損状況

5. 道路保全に係わる注意事項

地区内区画道路(幅員6.0m以下)の舗装厚等はその使用頻度から決定されているため重車輛、多交通量には対応できませんので、これらの交通が予想される場合は十分な対策を講じて下さい。

尚、万一工事車輛の通行により舗装及び街渠等を破損した場合は、速やかに桑名市に連絡し、その指示に従って下さい。

6. 建築工事における作業遵守事項

公共施設の破損防止及び現場内でのトラブル発生防止のため、工事は以下の事項を遵守して頂きます。

1) 舗装路面の保護

- a. バックホー等キャタピラー機械の路面直接走行禁止
- b. レッカー車等アウトリガーの路面への直接セット禁止
- c. 大型車の急旋回禁止
- d. 路面場での直接作業(モルタル練り等)禁止
- e. 生コン等が付着するおそれがある場合はシート等で養生

- f. 車輛の出入りに伴い路面が土砂等で汚れた場合は直ちに清掃
- 2) 側溝保護
 - a. 鉄板、ゴムマット等による保護（鉄板は舗装面へ直接セットしない）
 - b. 側溝で生コン車の洗車禁止
 - c. 土嚢を設置し、本管への土砂流入防止
 - d. 週1回程度の清掃作業の実施
- 3) 工事用車輛
 - a. 場内徐行
 - b. 道路上への工事用車輛の駐車は他の車輛の通行妨害とならぬ様注意
 - c. 工事車輛は、原則として4トン以下とする
尚、止むを得ず大型車輛を搬入する必要がある場合には、桑名市の担当者に事前に報告を行い、施行方法等についての調整を行う
- 4) 境界杭の保護
 - a. 境界杭周辺での作業は慎重に
 - b. 保護処置の実施
- 5) その他
 - a. 工事現場内では保安帽を必ず着用すること
 - b. 当該建築工事宅地以外の宅地の無断使用（資材仮置き等）の禁止
 - c. 空き缶、ごみ、残材等の投棄の禁止（ゴミ箱を設置すること）
 - d. 梱包類の飛散防止
 - e. 立小便禁止
 - f. 工事等で隣接する宅地を使用する場合は、必ず土地所有者の了解を得て作業を行うこと
 - g. コンクリート・モルタル等の街渠・街渠柵・人孔への投入禁止
- 7. 宅地境界杭の保全管理
境界杭上又は境界上に擁壁、門、塀等の構造物を施工する場合は必ず隣接土地所有者と、その施工方法、境界杭の管理等について協議し境界紛争等のない様、施主又は施工者の責任において処置して下さい。
- 8. 歩道切下げ
歩道に乗り入れ口を設置する場合は、桑名市の該当部署と協議してください。
- 9. 排水管の既設構造物への取り付け
雨水排水管をU型側溝へ取り付ける場合は、排水管の径は100mm以内とし、管口が側溝内へ突出しないようにして下さい。また、管口仕上げを丁寧に行って下さい。
汚水排水管を既設汚水柵へ取り付ける場合は、土砂等が本管へ流入しない様対策を施して下さい。
- 10. ガス・上下水道について
ガス・上下水道の接続に関しては下記に問い合わせして下さい。
ガス → カニエ JAPAN 株式会社 (0567-95-2074)
上下水道 → 桑名市多度地区市民センター 上下水道部営業課 (0594-49-2022)
- 11. その他
当地区内では、組合担当者による巡回をしております。作業遵守事項が守られていない場合を発見した際には、公共施設（道路等）の使用を禁止することがありますので、現場関係者への周知をお願いします。
また、特に工事車輛等の地区内徐行等交通安全に関してもご協力下さい。

多度町小山土地区画整理組合

令和 年 月 日

多度町小山土地区画整理組合
理事長 加藤 正人 様

申請人 住所
氏名 印
TEL
施工者 住所
氏名 印
TEL

工事着手届（法第76条）

土地区画整理法第76条及び関係法令の規定に基づく許可を得た工事に着手いたしますので、下記の通りお届け致します。

記

1. 行為地 桑名市多度町 字 番地
街区 画地
2. 種 別 (1) 建築 (2) 形質変更 (2次造成)
(3) 工作物 (4) 物件の設置、堆積
3. 許 可 桑名市 都 第 号 (令和 年 月 日)
4. 着手予定 令和 年 月 日
5. 完了予定 令和 年 月 日

令和 年 月 日

多度町小山土地区画整理組合
理事長 加藤 正人 様

申請人 住所
氏名 印
TEL
施工者 住所
氏名 印
TEL

工事完了届（法第76条）

土地区画整理法第76条及び関係法令の規定に基づく許可を得た工事が完了いたしましたので、下記の通りお届け致します。

記

1. 行為地 桑名市多度町 字 番地
街区 画地
2. 種別 (1) 建築 (2) 形質変更 (2次造成)
(3) 工作物 (4) 物件の設置、堆積
3. 許可 桑名市都第 号 (令和 年 月 日)
4. 着手 令和 年 月 日
5. 完了 令和 年 月 日

現地確認内容書

工事場所 _____ 街区 _____ 画地 _____
 施 主 _____
 施 工 者 _____
 現場責任者 _____

確認項目		着 手 前		完 了		
		破損等	確認内容	破損等	確認内容	補修確認
道 路	舗 装	有・無		有・無		
	街 渠	有・無		有・無		
		有・無		有・無		
排 水	人孔・柵	有・無		有・無		
	本 管	有・無		有・無		
		有・無		有・無		
そ の 他	擁 壁	有・無		有・無		
		有・無		有・無		
		有・無		有・無		
上記の通り事前確認致しました。 令和 年 月 日				上記の通り完了確認致しました。 令和 年 月 日		
組合担当者 _____ 印				組合担当者 _____ 印		
施主又は 現場責任者 _____ 印				施主又は 現場責任者 _____ 印		